

令和6年度糖尿病性腎症重症化予防業務及び健診異常値放置者受診勧奨業務委託 公募型プロポーザル 実施要領

1. 業務の目的

豊中市では、令和6年3月に第3期豊中市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定し、被保険者の健康の保持増進、医療費適正化を目指した保健事業を実施する予定です。

本業務は、糖尿病または糖尿病性腎症が疑われる者に対して、腎症の悪化、重症化の阻止または遅延を目指し、医療機関と連携を図りながら、保健指導等による介入を行い、生活習慣の改善によりQOLの向上を通じて、医療費適正化を図ること、及び健診結果及び直近のレセプト情報より、健診時に異常値であったにもかかわらず医療機関を受診していない異常値放置者について、受診勧奨及び受診確認を行い医療機関への受診に繋げることを目的とし、豊富な経験・実績、高い指導技術を兼ね備えた専門の事業者に委託します。

つきましては、その受託者の選定にあたり、下記のとおり企画提案募集を実施します。

2. 業務概要

(1) 業務名

糖尿病性腎症重症化予防業務及び健診異常値放置者受診勧奨業務

(2) 業務内容

別添『糖尿病性腎症重症化予防業務及び健診異常値放置者受診勧奨業務仕様書』のとおり

※契約にあたっては、企画提案書の内容も含めて、改めて協議のうえ、仕様書を定めるものとする。

(3) 予定契約（履行）期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

※本契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約として契約を締結します。このため、令和7年度以降に本契約に係る予算が削除又は減額された場合には、この契約を解除することができる旨の規定を契約書に記載いたします。

(4) 提案上限額（1年間あたり）

令和6年度 5,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は契約予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものです。

※提案見積書を作成する際には令和6年度事業実施予定人数及び数量を用いること。この予定人数に対応する事業を実施した際に、提案上限額に収まるよう見積書を作成してください。

※令和7年度以降は指導実施人数×単価による。

(5) 予定人数及び数量

【糖尿病性腎症重症化予防業務】

保健指導実施人数：20人

プログラム終了者：令和6年度 13人

※令和7年度以降は指導実施人数による。

【異常値放置者受診勧奨業務】

受診勧奨対象者：700人

3. 担当部局所管課等

豊中市 健康医療部 コロナ健康支援課 けんしん係

4. 参加資格要件

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たすものとする。
なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合は参加を認めない。

- (1) 保健指導に関する記録を電磁的方法として提供できること。
- (2) 過去において他の自治体保険者における保健指導業務の受託実績を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (7) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (8) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

5. 参加表明手続

- (1) 提出期限

令和6年1月30日（火）15時必着

※提出書類の分割提出は認めません。また、提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とします。

(2) 提出方法

下記11のメールアドレスあてにデータにて提出。

※メール送付後、事務局に対し、提出書類の到達について確認してください。

(3) 提出書類の取り扱い

提出書類は、いかなる場合でも返却しません。

提出書類の作成及び提出等に係る費用は提出者の負担とします。

6. 提案書作成要領

企画書提案書等の提出

	様式名	様式
ア	参加表明書	様式1
イ	企画提案書類等提出届 ※連絡先（担当者氏名、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス）を必ず記載すること。	様式2
ウ	入札参加停止措置等状況調書	様式3
エ	会社概要書	任意
オ	業務提案書 ・業務提案書の用紙サイズはA4判とし、以下の①～④の内容を必ず記載すること。 ・業務提案事項については、簡潔かつ明瞭に記載すること。 ・業務の詳細は別添「仕様書」を確認すること。 ・業務提案書は、「糖尿病性腎症重症化予防業務」と「健診異常値放置者受診勧奨業務」に分けたうえで作成すること。 ・以下の項目を盛り込んだ形で業務提案書を作成すること 【糖尿病性腎症重症化予防業務】 ・保健指導脱落防止策として、どのような手法で利用者のやる気を継続させ、途中で脱落させないようにするか ・使用教材、ツール、アプリ等において、対象者の生活習慣を変化させるためのどのような工夫を行うか ・どのような形で対象者の特性に合わせた指導を行うか ・どのような形で支援終了後の行動継続につなげていくか ・本業務を受託した際の報告書及び分析資料のひな形を提示すること。また、事業の効果検証及び課題明確化について、市側の業務負担を最小限とするためのどのような工夫を行うのか 【健診異常値放置者受診勧奨業務】	任意

	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット、電話勧奨など、使用する媒体において対象者を医療機関受診につなげたいためのどのような工夫を行うのか ・その他、効果的な受診勧奨のためにどのような対応を行うのか ・対象者の特性に合わせた受診勧奨を行うためにどのような工夫を行うのか ・勧奨終了後、どのような手法で医療機関受診につなげるのか ・本業務を受託した際の報告書及び分析資料のひな形を提示すること。また、事業の効果検証及び課題明確化について、市側の業務負担を最小限とするためのどのような工夫を行うのか 	
カ	<p>業務経歴書</p> <p>※令和元年度から令和5年度の間実施した糖尿病性腎症重症化予防業務及び健診異常値放置者受診勧奨業務の実績を記入すること（最大5件）。複数の実績がある場合には、本市と同規模（中核市）及び近畿圏内の実績を優先して記入すること。</p>	様式5
キ	<p>業務実施体制調書</p> <p>※業務執行に関わる体制図（本業務に関わる人数、職種、担当者の経験、資格、実績を含む）を記載すること</p> <p>※人為ミスやトラブル（苦情対応含む）に対する対応策及び個人情報保護対策について記載すること。</p> <p>※質の高い事業を実施するための人材育成体制について記載すること。</p>	様式6
ク	<p>提案見積書</p> <p>※社印および代表者印を押印すること。</p> <p>※A4判で作成すること。</p> <p>※件名：令和6年度糖尿病性腎症重症化予防業務及び健診異常値放置者受診勧奨業務委託見積書</p> <p>※見積額は消費税及び地方消費税を含めたものを提示し、本体価格と消費税及び地方消費税を明記すること。</p> <p>※糖尿病性腎症重症化予防業務と健診異常値放置者受診勧奨業務を合わせた提案上限額は（1年間あたり）5,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。</p> <p>※この金額は契約予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。</p> <p>※提案見積書を作成する際には令和6年度事業実施予定人数及び数量を用い、この予定人数に対応する事業を実施した際に、提案上限額に収まるよう見積書を作成すること。</p> <p>※糖尿病性腎症重症化予防業務及び健診異常値放置者受診勧奨業務のそれぞれに係る経費が分かるように見積書を作成すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病性腎症重症化予防業務、健診異常値放置者受診勧奨業務のそれぞれについて、支援する一人当たりの単価×予定人数という形で見積書を作成すること。 ・本市から支払う委託料は「支援する一人当たりの単価×予定人数」のみとするため、行動経費や報告書の作成経費などは、全て単価に含めること。 	任意

7. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ・ 本案件期間中に、上記3で規定する参加資格に抵触するに至ったとき
- ・ 提案書類において虚偽の内容を記載したとき
- ・ 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がないとき
- ・ プレゼンテーション審査に欠席したとき
- ・ 提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ・ 正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ・ 法令並びに本市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- ・ 審査の公平性を害する行為があったとき
- ・ 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めたととき

7. 審査方法、評価基準

(1) 審査方法

市職員で構成する選定委員会を設置し審査します。応募事業者が4社以上あった場合のみ、事前に第1次審査（書類審査）を行います。

提案書及び提案書に基づく第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を第1次審査の結果に伴い上位3社に対して行います。審査は総合評価点数を150点満点とし、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を受託候補者とします。

但し、第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の結果、全体配点の50%未満の提案者は、順位が1位の場合であっても受託候補者としません。なお、得点と同じ場合は、当委員会として最終合議のうえ審査結果を確定します。

<第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）について>

- ① 日時：令和6年(2024年)2月16日（金）午後
※日時・場所等の詳細は、提案者に別途連絡します。
- ② 発表時間：30分（各提案者につき20分以内のプレゼンテーションの後、質疑・応答とします。）
- ③ プレゼンテーションを行う者：本業務に携わる担当者とし、出席者は3名以内とします。

(2) 評価項目及び評価基準

評価区分	評価の視点	配点
1 実施体制	<ul style="list-style-type: none">・直近に同規模の業務を円滑に実施した実績があるか。・円滑に本業務を実施するための職員配置がされているか。・担当者の経歴といった人員面において、委託期間中の事業計画の実施を担保するための実施体制が整っているか・人的ミスやトラブルに対して有効な対応策が講じてあるか（苦情対応を含む）	25

	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報を含む情報資産保護の対策は十分か。 ・質の高い事業を実施するための、人材育成体制が整っているか。 		
2 利用促進の工夫	<p>【糖尿病性腎症】 保健指導脱落防止対策</p> <p>-----</p> <p>【異常値放置】 効果的な受診勧奨</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のやる気を継続させ、途中で脱落させない工夫がなされているか。 ・パンフレット、電話勧奨において、対象者を医療機関受診につなげる工夫がなされているか。 	40
3 支援方法	<p>【糖尿病性腎症】 使用教材等</p> <p>-----</p> <p>【糖尿病性腎症】 指導方法</p> <p>-----</p> <p>【異常値放置】 受診勧奨チラシ等</p> <p>-----</p> <p>【異常値放置】 指導方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・使用教材、ツール、アプリ等において、対象者の生活習慣を変化させる工夫がなされているか。 ・指導方法において、対象者の特性に合わせた指導がなされているか。 ・支援終了後の行動継続につなげる工夫がなされているか。 ・対象者の受診のきっかけとなるような工夫がなされているか。 ・勧奨方法において、対象者の特性に合わせた指導がなされているか。 ・勧奨終了後の医療機関受診につなげる工夫がなされているか。 	40
4 報告、効果検証等	<ul style="list-style-type: none"> ・市が活用しやすい形式で報告がされているか。 ・得られた数値等から効果的な分析資料が提出できるか。 ・事業の効果検証及び課題明確化の手法は、適切で実現可能な内容か。 		30
5 見積金額	<ul style="list-style-type: none"> ・費用の積算の内訳、提案内容に見合った妥当な金額になっているか。 		15
総合評価点数			150

※公募開始日から過去3年以内の処分歴がある場合は、処分等の終期から公募日までの経過期間及び処分等の期間の長さに応じて、合計得点の5%から10%を減点します。

(3) 審査結果の通知

結果は2月下旬に郵送にて通知します。なお、豊中市と協議の上、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、受託候補者の通知をもって、本業務の受託を確約するものではありません。

(4) 審査結果の公表について

本公募の審査結果は、受託候補者が決定した後、速やかに豊中市ホームページにて公表します。

8. 契約に関する基本的事項

- (1) 受託候補者は、採択された提案をもとに本市と詳細を協議するものとします。協議の結果、契約内容と仕様、契約金額については、採択された提案と変更が生じることがあります。
- (2) 本業務の受託者は本市財務規則に基づき、契約保証金の納付または履行保証契約の締結を行うこととします。（受託者が同規則第 110 条の契約保証金の納付の免除規定に該当する場合を除く）
- (3) なお、(1) の協議が不成立の場合には、市は順次、次点以下の提案者と協議を行い、予算の範囲内で随意契約により契約を締結するものとします。

9. スケジュール

	実施内容	時期	
		第一次審査がある場合（応募者が4社以上の場合）	第一次審査がない場合（応募者が4社未満の場合）
(1)	募集要項等の公表 ※市のホームページに掲載	令和6年(2024年)1月9日（火） ～1月30日（火）	
(2)	質問事項の締め切り ※質問は様式8を用い、メールで受付け、 回答は市のホームページに掲示し個別に行わない。	令和6年(2024年)1月16日（火） 15時必着	
(3)	質問事項への回答	令和6年(2024年)1月23日（火）	
(4)	応募書類提出期限	令和6年(2024年)1月30日（火） 15時必着	
(5)	第一次審査（書類審査）結果通知日	令和6年(2024年)2月9日（金）	令和6年(2024年)2月5日（月）
(6)	審査委員会（プレゼンテーション及びヒアリング） ※当日の会場、時間等は、応募書類提出期限後、提案者に書類審査の合否とともに別途通知。	令和6年(2024年)2月16日（金）	
(7)	結果通知予定日	令和6年(2024年)2月26日（月）発送	
(8)	委託契約の締結	令和6年(2024年)4月1日締結	

10. その他必要な事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費(提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用等)は、提案者の負担とします。

- (2) 選定委員会の構成員、提案者名簿等の内容についての質問は一切受け付けません。
- (3) 質問事項の締切以降、事業に係る質問は受け付けません。
- (4) 提出書類の返却、提出期限以降における書類の差替及び再提出には応じません。
- (5) 提出書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできません。
- (6) 応募を取り下げる場合は、様式4を提出し、速やかに事務局まで文書で通知することとします。

11. 事務局（問い合わせ先）

〒561-0881 豊中市中桜塚4-11-1 （豊中市保健所内）

豊中市 健康医療部 コロナ健康支援課 けんしん係 担当：柘谷・岡田

TEL: 06-6858-2292 FAX: 06-6152-7328 E-mail: kenshin@city.toyonaka.osaka.jp